

## 令和4年農作業標準賃金・標準料金

### 〔人力の部〕

区 分	労働時間	標準額 (円)	割増額 (円)	摘 要
田 植	8 時間	6,600	1,030	1. この標準額は、令和4年1月1日から令和4年12月31日まで適用する。  2. この標準額は、1日実労働8時間を標準とし、8時間を超える場合は25%の割増給を支給する。  3. この賃金は男女共通とし、いずれも賄いなしとする。
脱 穀	〃	6,600	1,030	
除 草	〃	6,600	1,030	
稲 刈	〃	6,600	1,030	
りんご剪定	〃	9,900	1,550	
摘 果	〃	6,600	1,030	
袋 か け	〃	6,600	1,030	
収 穫	〃	6,600	1,030	
一般畑作業	〃	6,600	1,030	

### 〔機械の部〕

(機械作業の金額は消費税を含む)

区 分	単 位	標準料金 (円)	摘 要
水 田 耕 起	10 a 当たり	5,500	1. ほ場整備未了田畑で、特に地形の悪い場合は、当事者が協議のうえ決定する。  2. 田植(機械植)は、委託者が苗持ちとする。  3. バインダー、コンバインはひもを除く。
水 田 代 か き	〃	6,000	
田 植 ( 機 械 植 )	〃	6,000	
稲 刈 バ イ ン ダ ー	〃	5,500	
稲 刈 コ ン バ イ ン	〃	13,000	
稲 刈 脱 穀	〃	6,000	
乾 燥 機 ( 生 脱 穀 )	60 kg 当たり	1,500	
畑 耕 起	10 a 当たり	5,500	